

「心の健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

精神科受診者が国民の40人に1人の割合に上り、糖尿病やがんなどの主要疾患を上回る最大患者数となっている現在、国民にとって「心の健康」は深刻な問題です。

また、我が国の自殺者数は14年連続で3万人を超え、先進国の中でも突出しており、自殺、ひきこもり、虐待などの社会問題の背景にも、心の健康問題があると考えられています。

厚生労働省は、平成23年7月、がん、急性心筋梗塞、脳梗塞、糖尿病の4大疾病に精神疾患を加えて5大疾病とし、精神疾患を医療・保健福祉政策の重点疾患に位置づけました。

しかし、精神疾患の患者がふえ続ける一方で、医師や看護師等の職員配置基準を低く設定できる精神科特例は存続しており、これを廃止し一般診療と同等とするなど医療・福祉体制の改善が必要です。

よって、国におかれては、精神保健医療が5大疾病対策の一つにふさわしい医療制度として確立し、当事者及び家族の人権が尊重されるよう「心の健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年10月1日

上田市議会議長 尾 島 勝